

国民健康保険制度の改革について

- 1 新たな都道府県負担の内容は以下のとおり。
 - ① 都道府県財政調整交付金の導入 給付費等の7%
ただし、平成17年度は経過措置として5%
 - ② 保険基盤安定制度（保険料軽減分）の都道府県負担の変更
(1/4 → 3/4)

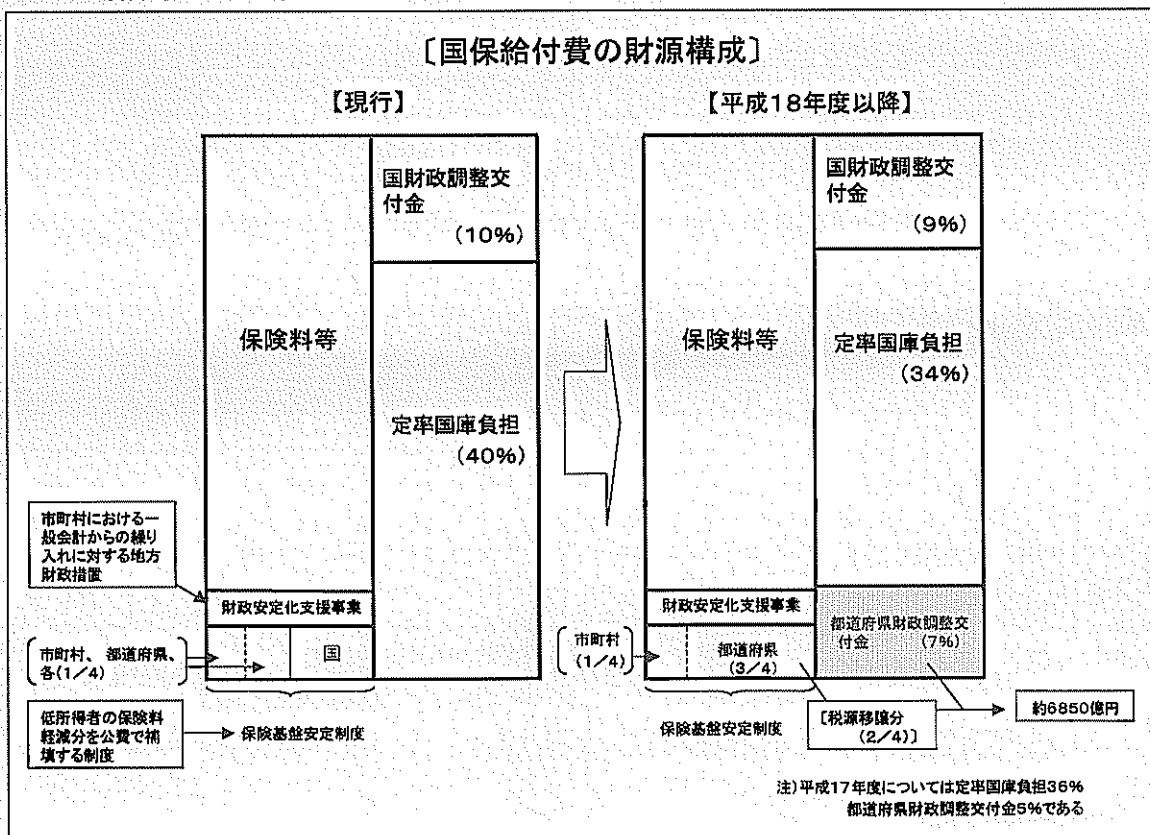
- 2 都道府県負担導入に伴い、給付費等に対する国庫負担を以下のとおり見直し。

国財政調整交付金	9%
定率国庫負担	34%

ただし、平成17年度は経過措置として定率国庫負担は36%。

- 3 都道府県負担導入に伴う税源移譲額は約6,850億円。
うち、平成17年度実施分は約5,450億円。

- 4 上記見直しに伴う国民健康保険法の改正法案は、平成17年通常国会に提出することとし、平成17年度における経過措置については当該法案の附則で対応。



交付金化・統合補助金化の概要

○地域介護・福祉空間整備等交付金（８６６億円）

〔概要〕

①市町村整備交付金

市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

②施設環境改善交付金

特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

○次世代育成支援対策交付金（５１３億円）

〔概要〕

①次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（３４６億円）

次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画に基づき市町村が実施する地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業を支援するため、市町村に対して交付金を交付する。

②次世代育成支援対策施設整備費交付金（ハード交付金）（１６７億円）

待機児童解消や児童養護施設などの小規模ケア化に資するような施設整備など、保育所のみならず、様々な地域の子育てサービス拠点も含めた整備を重点的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画をもとに都道府県・市町村が作成する整備計画に基づき、市町村及び都道府県に対して交付金を交付する。

○児童虐待・DV対策等総合支援事業（１８億円）

〔概要〕

各自治体における要保護児童対策やDV対策などの一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子家庭等対策総合支援事業（１９億円）

〔概要〕

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子保健医療対策等総合支援事業（３６億円）

〔概要〕

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○セーフティネット支援対策事業（136億円）

〔概要〕

地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的として、地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対し、自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを一体的に実施するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○介護保険地域支援事業交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

総合的な介護予防システムの確立のため、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業等を見直し、市町村が効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする「地域支援事業（仮称）」を新たに介護保険制度内に創設し、その円滑な実施のために市町村に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制整備交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、救急医療施設、看護師養成所、保健所、市町村保健センター等の施設整備に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制推進事業（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、看護職員就労等対策費、救急医療施設運営費、病院内保育所運営費、地域保健対策事業費等について、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○障害者地域生活支援事業（平成18年度実施）

〔概要〕

障害者の地域生活を支援することを目的として、相談支援事業や移動支援事業、生活訓練事業といった基礎的なサービスについて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に提供するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営等を可能とする。